二九〇三・八一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・八二	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ））（リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。）
二九〇三・八八	アルドリン（ＩＳＯ）、クロルデン（ＩＳＯ）及びヘプタクロル（ＩＳＯ）
二九〇三・八九	その他のもの
二九〇三・九一	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・九二	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン
二九〇三・九九	ヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）及びＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）
	その他のもの

附属書第二九〇八・九一号の次に次の一号を加える。

二九〇八・九二	四・六―ジニトロ―オルト―クレゾール（ＤＮＯＣ（ＩＳＯ））及びその塩

附属書第二九・一二項中

二九一二・三〇	アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド
二九一二・四一	バニリン（四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド）

を

二九一二・三〇	アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド
二九一二・四一	バニリン（四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド）

に改める。

附属書第二九一四・二二号を削る。

附属書第二九一六・一五号の次に次の一号を加える。

二九一六・一六	ビナパクリル（ＩＳＯ）

附属書第二九一六・三五号及び第二九一六・三六号を削る。

附属書第二九・三一項を次のように改める。

二九・三一	その他のオルガノインオルガニック化合物
二九三一・一〇	テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛
二九三一・二〇	トリブチルすず化合物
二九三一・九〇	その他のもの

附属書第二九・三二項中

二九三二・二二	ラクトン
二九三二・二九	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン
	その他のラクトン

を

二九三二・二二	ラクトン
二九三二・二九	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン
	その他のラクトン

に改める。

二九三二・二〇	ラクトン

を

二九三二・二〇	ラクトン

に改める。

附属書第二九・三七項中

二九三七・三一	カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物
二九三七・三九	エピネフリン
二九三七・四〇	その他のもの

を

二九三七・三一	カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物
二九三七・三九	エピネフリン
二九三七・四〇	その他のもの
	アミノ酸誘導体

を削る。

附属書第二九三九・四三号の次に次の一号を加える。

二九三九・四四	ノルエフェドリン及びその塩

附属書第三〇類の注1中(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b)　喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第二一・〇六項及び第三八・二四項参照）

附属書第三〇類の注2を次のように改める。

2　第三〇・〇二項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（ＭＡＢ）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（ＩＦＮ）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（ＴＮＦ）、成長因子（ＧＦ）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（ＣＳＦ）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第二九・三七項の物品を除く。）をいう。

附属書第三〇・〇二項中「変性免疫産品（」を「免疫産品（変性したものであるかないか又は」に改める。

附属書第三七〇二・五一号を削り、同附属書第三七〇二・五二号中「で、長さが一四メートルを超えるもの」を「のもの」に改める。

附属書第三七・〇二項中

三七〇二・九一	幅が一六ミリメートル以下のもの
三七〇二・九三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの
三七〇二・九四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの
三七〇二・九五	幅が三五ミリメートルを超えるもの

を

三七〇二・九六	幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの
三七〇二・九七	幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの
三七〇二・九八	幅が三五ミリメートルを超えるもの

に改める。

附属書第三八類の注3(d)中「修正液」の下に「及び修正テープ（第九六・一二項のものを除く。）」を加え、同注に次のように加える。

7　第三八・二六項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

附属書第三八類の号注1中「ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）」の下に「、四・六―ジニトロ―オルト―クレゾール（ＤＮＯＣ（ＩＳＯ））及びその塩」を、「ペンタクロロフェノール（ＩＳＯ）」の下に「並びにその塩及びエステル」を加え、「並びに二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）」を「、二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）」に改め、「（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル」の下に「並びにトリブチルすず化合物」を加え、同号注1に次のように加える。

第三八〇八・五〇号には、ベノミル（ＩＳＯ）、カルボフラン（ＩＳＯ）及びチラム（ＩＳＯ）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。